

平成23年（2011年）12月21日

入札参加者 各位

札幌市長 上 田 文 雄



工事及び除雪業務関係事故の防止等について

貴社におかれましては、日頃から札幌市の行政にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年も、施工環境が厳しくなる冬期間を迎え、工事及び除雪業務関係事故の多発が懸念される時期となりました。

つきましては、下記に掲げる事項に留意し、事故の防止等に一層努められるようお願い申し上げます。

記

1 工事及び除雪業務関係事故の防止について

(1) 工事及び除雪現場等における事故発生の防止について

工事の施工及び除雪業務の履行にあたっては、公衆に対する災害事故、工事等関係者事故、工事現場等での火災の発生を防止するため、機会あるごとに注意を喚起し、関係者全員が安全対策の実行者としての役割を自覚するとともに、今後とも従業員の技術研修、保安要員の適正配置及び使用機材・機械の再点検等の実施により、工事等事故の防止に努めてください。

(2) 工事及び除雪業務に係る交通事故発生の防止等について

① 冬期間は凍結等道路状況が悪化するため、車両の運転にはより一層の注意が必要です。現場関係者や保安要員はもとより、排出土砂、資材等の運搬及び除排雪等のため工事現場等に出入りするダンプ・トラック等の運転手及び作業車両等の運転手に対する徹底した交通安全指導を図り、交通事故防止に努めてください。特に、除排雪作業においては、通行人等との接触事故を起こさぬように、安全確認を徹底してください。

② ダンプ・トラック等による資材等の搬入・搬出及び排雪等に携わる者は、自動車の車両総重量（積載物＋乗車人員＋自重等）及び積載量が超過することの無いよう

にするとともに、下請業者に対しても十分に指導してください。なお、自動車の車両総重量は、交通事故や道路構造に大きな影響を及ぼすことから、車両制限令、道路運送車両の保安基準の規定を遵守してください。また、ダンプ、トラック等の使用にあたっては、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」第12条に基づく団体の加入者又は「貨物自動車運送事業法」第43条に基づく団体により認定された安全性優良事業所の使用の促進について、十分配慮してください。

2 下請契約の適正化について

札幌市では、毎年、元請業者及び下請業者を対象とした実態調査を行っていますがその結果から、下請契約について、いまだ「書面によらない契約」を行っている場合、「手形期間が長期化」している場合等が見られます。ついては、特に下記の点について注意し、下請契約及び下請代金支払いの適正化について一層の徹底に努めてください。

(1) 下請契約及び下請代金支払いの適正化について

下請契約及び下請代金の支払いについては、下記事項に留意してください。

下請代金の支払いは前払金や部分払い(出来高払い)を活用し、できるだけ早く、できる限り現金払いとすること。

現金払いと手形払いを併用する場合でも、可能な限り現金払いの割合を高めるとともに、少なくとも労務費相当分については現金払いとすること。

手形期間は短い期間とし、できる限り90日以内とすること。

契約の締結については、書面によることとし着工前の契約を徹底すること。

(2) 下請業者への指導について

上記(1)は、下請業者が他の業者に再下請する際も遵守するよう指導に努めてください。

3 適正な工事の施工の確保について

適正な工事の施工を確保するため、札幌市が発注する250万円超の工事については、配置技術者に3カ月以上の雇用関係があることを要件としておりますので、配置する技術者の雇用期間に注意してください。また、技術者は、原則として中途変更を認めないので、技術者の配置にあたっては十分に注意をしてください。

4 独占禁止法違反・談合等の不正行為の排除について

札幌市では、入札談合等を防止する措置として工事等の競争入札については、原則「電子入札による一般競争入札」を実施しています。「談合等」の不正行為が発覚した場合には、登録の取り消しや参加停止等の厳しい措置を講じます。

5 地域建設業経営強化融資制度等の活用について

平成20年11月に、元請業者が公共工事発注者に対して有する工事請負代金債権について流動化を促進することを目的とした「地域建設業経営強化融資制度」が国土交通省において創設され、札幌市においても、同年11月に「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度及び地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾等に関する事務取扱要領」を定めました。

については、上記制度を積極的に活用し、元請業者は経営の安定化を図るとともに、支払計画等に基づく下請代金の適正な支払いに十分留意してください。

6 地元事業者からの調達促進について

工事の施工にあたり建設資材等を調達する場合については、可能な範囲で地元事業者から調達するようご協力願います。

7 建設労働者福祉の向上について

(1) 建設業退職金共済制度（建退共）の加入促進について

下記の点を踏まえ、建退共の加入促進についてご協力願います。

元請業者は、下請業者の加入・普及が十分促進されるよう指導に努めること。

元請業者は、建退共の掛金収納書を札幌市に提出すること。（1カ月以内。）

元請業者は、自ら及び下請業者の建退共の対象労働者の共済証紙貼付実績について記録した実績書を市に提出すること。（受渡書提出時。）

(2) 労働者の雇用・労働条件改善について

札幌市発注工事及び除雪業務においては、必要な労働者の確保に万全を期すこと並びに労働時間の短縮、労働災害の防止、適正な賃金の確保、退職金制度及び各種保険制度への加入等雇用・労働条件の改善に努めてください。

また、雇用保険、労働者災害補償保険（以下、「労災保険」という。）、健康保険及び厚生年金保険への加入が義務付けられている下請業者がそれらの法定保険に加入していない場合、元請業者は下請業者に対し、各種法定保険への加入等について文書

等により指導するよう努めてください。

なお、労災保険に加入できない、運送業者、大工、左官、とびなど労働者を使用しないで建設等の事業を行うことを常態とする、いわゆる一人親方について、労働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の者に対して特別に労災保険への任意加入を認める「特別加入制度」の周知に努めてください。

8 経営事項審査の有効期間について

公共工事を請け負おうとする者は、建設業法に定める「経営事項審査」を受けることが義務付けられており、営業年度が終了する都度、経営事項審査の申請を行う必要があります。経営事項審査の有効期間に空白が生じると、工事の契約ができないことがありますので、営業年度の決算を終えたら、忘れず申請を行い、速やかに結果通知書の写しを財政局契約管理課まで提出してください。

なお、札幌市の入札参加資格審査においては、経営事項審査の総合評定値（P点）を請求し、その通知を受けていることが必要となります。

9 職員に対する虚礼廃止の徹底について

職員に対しては、市民の疑惑や不信を招くことのないよう、職務上関係する業者等との会食、中元・歳暮その他贈答品の授受などは、その理由を問わず一切禁止しており、違反行為等に対しては厳正な処分を講ずることとしております。同時に、このような行為を行った業者に対しても、参加停止など厳しい措置を講じます。

財政局管財部契約管理課	011-211-2442
工事管理室	011-211-2462